

沖縄県土木建築部特定建設工事共同企業体取扱要領（平成元年3月10日土総第2402号） 新旧対照表

改正案

現行

（対象工事）

第4条 契約担当者が特定JVに発注できる工事は、次の各号の何れかに該当するものとする。ただし、土木一式工事のうちPC橋工事及び地盤改良工事、機械器具設置工事、造園工事等については、この限りでない。

- 1) 大規模かつ技術的難度の高い工事
- 2) 当該県工事の性格等に照らし特定JVによる施工が必要と認められる工事であって、それぞれおおむねの設計額が土木一式工事又は建築一式工事については3億6千万円、管工事又は電気工事については1億2千万円を下回らないものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

（対象工事）

第4条 契約担当者が特定JVに発注できる工事は、次の各号の何れかに該当するものとする。ただし、土木一式工事のうちPC橋工事及び地盤改良工事、機械器具設置工事、造園工事等については、この限りでない。

- 1) 大規模かつ技術的難度の高い工事
- 2) 当該県工事の性格等に照らし特定JVによる施工が必要と認められる工事であって、それぞれおおむねの設計額が土木一式工事又は建築一式工事については3億円、管工事又は電気工事については1億円を下回らないものとする。